

松江市「子どもとメディア」に関する協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 電子メディアが子どもに及ぼす影響を踏まえ、乳幼児期からの正しい生活習慣の確立や、情報を正しく活用することのできる幼児、児童及び生徒の育成に社会全体で取り組むことを目的に、松江市「子どもとメディア」に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 電子メディアと子どもをめぐる問題についての実態把握及び情報共有に関すること。
- (2) 現状と課題を踏まえた、具体的な対策の検討及び取組に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから松江市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 松江市PTA関係者
- (5) 松江市保育所長会、幼稚園長会、小学校長会、中学校長会の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

3 協議会の円滑な運営を図るため、部会を置く事ができる。部会の設置については、別途定める。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、教育長が招集する。

(委嘱の取り消し)

第7条 教育長は、委員が次の各号の一つに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 心身の病気により業務の遂行に支障があると認められるとき
- (2) 本人からの申し出があったとき
- (3) その他教育長が不適當と認めるとき

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、松江市教育委員会事務局及び松江市こども子育て部に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。